

旭川工業高等専門学校教職員表彰規則

制定 平成15. 10. 14達第3号
改正 平成19. 3. 13達第52号 平成25. 1. 15達第4号
平成27. 3. 20達第43号 令和2. 3. 17規則第51号

旭川工業高等専門学校教職員表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の表彰に
関して、必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、本校の教職員で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 職務上顕著な功績等があった者

- ア 教育分野（厚生補導を含む。）又は研究分野で、顕著な功績があった者
- イ 本校の運営、改革等の推進に顕著な功績があった者
- ウ 職務の能率増進に関して発明・考案を行う等顕著な功績があった者
- エ 自己の危険を顧みず職務を遂行した者

(2) 職務外において、人命救助、ボランティア活動等で社会的に高い評価を受け、本
校の名誉を著しく高めるなど、本校教職員の模範として表彰に値する善行を行った
者

(3) 前2号のほか、校長が必要と認める者

2 前項第3号に掲げる者の表彰に関し必要な事項は、校長が別に定めることができる。

(被表彰者の推薦)

第3条 各学科長及び人文理数総合科長、事務部長等は、前条に該当する功績等があった
と認めるときは、教職員表彰「被表彰者」推薦調書（別記様式第1号）を、校長に提
出するものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 被表彰者の決定は、旭川工業高等専門学校運営会議の議を経て、校長が行う。

(表彰状の授与)

第5条 表彰は、校長が被表彰者に表彰状（別記様式第2号）を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(事務)

第6条 表彰の事務に関することは、総務課が処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、校長が別に定め
る。

附 則

(実施期日)

1 この規程は、平成15年10月14日から施行する。

(準用)

2 この規程は、本校教職員以外の者の表彰について準用する。

附 則（平成19. 3. 13 達第52号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25. 1. 15 達第4号）

この規程は、平成25年1月15日から施行する。

附 則（平成27. 3. 20 達第43号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2. 3. 17 規則第51号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

教職員表彰「被表彰者」推薦調書

推薦者 _____

職 名	
氏名(ふりがな)	
生 年 月 日	
功 績 等 の 概 要	
推 薦 の 理 由	

注) 必要に応じて参考資料を添付のこと。

別記様式第2号（第5条関係）

第 号

表 彰 状

殿

あなたは、・・・・・・・・・・・・・・・・。このことは称賛すべきことであり、旭川工業高等専門学校教職員の模範となるものであります。よって、ここに表彰します。

（元号） 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構

旭川工業高等専門学校長（氏 名） 印

備考

- 1 表彰状は、A4版、縦長、横書きとする。
- 2 表彰状は、盾としても置けるようなケース等に収納して授与する。
- 3 上記表彰状の文面は例示であり、被表彰者の功績等の内容に合わせ、その都度定めるものとする。